

NOSAI (農業共済組合) 農業共済制度とは

NOSAI制度は、国の農業災害対策の根幹として実施されており、必要経費のほとんどを国が負担し、運営されています。

農業共済とは、農家が掛金を出し合って共同準備財産を作り、災害による損害が発生したとき共済金の支払いを受け、農業経営を守るという農家の相互扶助を基本とした共済保険の制度です。

結い、ユイマール等、農村では昔から共同作業や労働力の交換が行われ、困ったときには助け合い、凶作等に備えて食べ物を備蓄しておく習慣がありました。自然災害への不安に常にさらされていた農家の知恵が生み出したむらの制度です。農業共済は、そんな農家の「助け合い」を基礎に近代的な共済保険の仕組みを取り入れて組み立てられたものです。

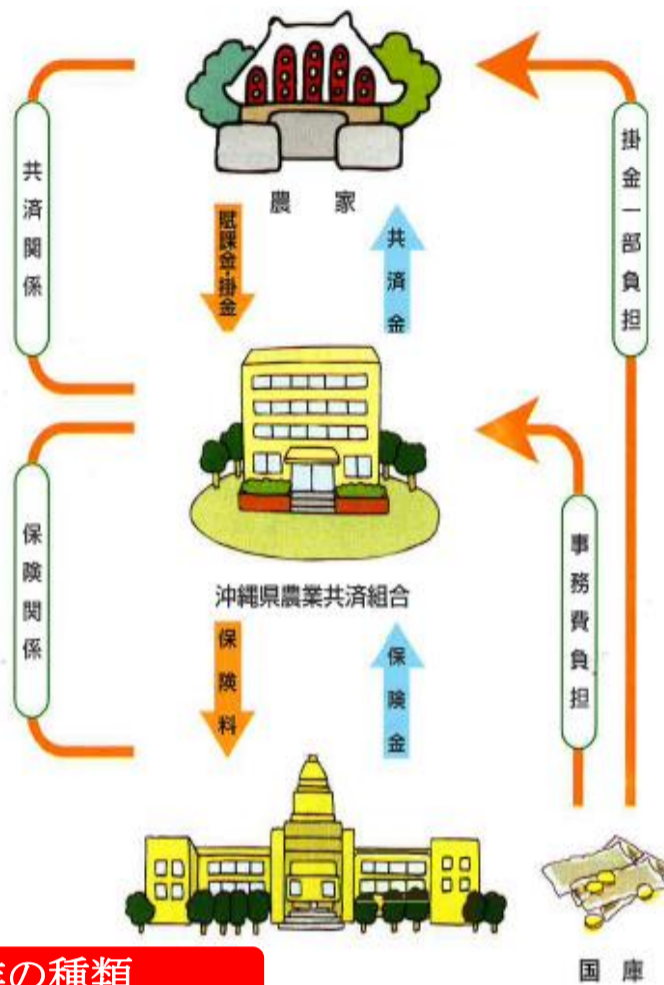
農家が掛金を出し合い共同財産を積み立て、災害を受けた農家は、その共同の財産から共済金を受け取るという仕組みです。

農業は食料を安定供給するとともに、国土、環境を守るという幅広い役割を果たしていることから、農業共済は国の災害対策の基幹、政策保険として、「農業災害補償法」に基づき実施されています。

農業共済の特色

- 農業共済事業は、事業実施が法律(農業災害補償法)で定められている。
- 一定規模以上の耕作者は農業共済への加入が定められています。
- 共済掛金や事業費に大幅な国の負担があります。
- 補償の対象となる事故は、原則としてすべての自然災害です。

NOSAIの仕組み



(37号)

大宜味村

農業委員会だより

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。



平成27年11月2日(月)
編集・発行 大宜味村農業委員会
☎0980-44-3477

農業委員会 11月予定表

日(曜日)	内容
10日(火)	各種申請締切日
18日(水)	第15回執行部会
25日(水)	第15回農業委員総会
26日(木)	三村農業委員会合同研修会

NOSAIで行う事業の種類



農作物共済



家畜共済



パインアップル共済



さとうきび共済



園芸施設共済



建物(火災)共済

農地法



シリーズ No.8

第二章 第一章 総則(定義)

八、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第九條第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二條第三号の権利が設定され、又は移転される場合

九、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第八條第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五條第七項の権利が設定され、又は移転される場合

十、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

十一、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合

十二、遺産の分割、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百六十八條第二項(同法第七百四十九條及び第七百七十一條において準用する場合を含む)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八條の三の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

産業振興課をご紹介します。



大城 武 (おおしろ たけし)

農政係



宮城 利安 係長 (みやぎ としやす)



前田 文彦 (まえだ ふみひこ)



宮城 翔 (みやぎ しょう)

産業振興課長兼 農業委員会事務局長

担当業務

農作物全般、担い手育成・人農地プラン等。
4月より担当となりました。出身は塩屋です。

土地賃借関係、鳥獣防除関係。
4年目の大ベテラン、農振業務等お気軽にお声かけください
出身は宮城です。

シークワサー関係・畜産・統計関係。
3年目になりますが、まだまだ勉強中です。今後ともご指導宜しくお願いします。

産業係



照屋 一樹 係長 (てるや かずき)



宮城 宏幸 (みやぎ ひろゆき)

水産業(漁港整備等)を中心に産業総合計画・農林施設災害で、海と山の工事担当。
今年より配属となりました。

農林施設災害・農林道維持管理・森林施設事業・土地改良事業。
ラグビーワールドカップ出場に向け今もプレイヤーとして頑張っています。
畑のトラブルはご連絡下さい!

中間管理事業



山城 元樹 (やましろ もとき)

・農地を集積・集約化し、受け手(担い手)へ貸し付ける。
・出し手と受け手(担い手)との仲介役として、個別調整や事務手続き等を行う。

おすすめの農業図書



作物販売等の農業収入から生産に必要な資材等の経費を引いた金額が農業所得であり、その農業所得から所得税等の税金を引いた金額が利益になります。その利益を出せなければ営農を継続することは出来なくなります。所得税等の仕組みと税金の計算を知ることによって控除

新 農家の税金 (第12版)

出来る金額が変わり、利益に大きな差が出てきます。また、毎年度変わる税制改正についても丁寧な解説があり参考になります。1人ひとりが社長である農家(農業経営者)にとっては必読の本です。出版社:農村文化協会 2014年12月5日刊行。価格 1,512円

第15期 第14回総会議案題結果報告(平成27年10月26日開催)

議案番号	件名	件数	可・否
議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請書について	1件	可
議案第37号	基盤強化促進法に基づく利用権設定について	2件	可

農業委員活動風景

人・農地プラン地域検討会での様子



申請の更新手続き 10/9



各申請の調査 大保(9/29)
照屋まり委員・山内典貴委員



屋古区 10/9



田港区 9/29



照屋委員と農地の相談 10/9



各申請の調査 津波(10/13)
山内典貴委員・前田貞夫委員



農地転用状況現地調査
比嘉委員 10/13



押川区 10/7



・執行部
(10/19)
・総会
(10/26)



各申請の調査 白浜(10/15)
眞喜志委員・比嘉委員



村外農地相談会 10/4



津波区 10/13



根路銘区・上原区 10/14

農家さん紹介コーナー



環境に適応した、美味しい野菜を出荷します！



今月ご紹介する農家さんは、奥山 道成さんです。
栽培：らっきょう・レタス(リーフレタス3種類)・小松菜
面積：約1,200坪

伊芸農園で1年間の研修後、農地の利用権を設定し新規就農者として農業をスタートしました！

Q:伊芸農園で研修する事になったいきさつは何ですか？

A:埼玉でフラワーアレンジメントの仕事をしていた時に、バナナの行商に来ていた人に「熱帯のくだものに興味が有るんだけど、熱帯果樹をしている人がいないかなあ〜？」と話したら伊芸さんを紹介してくれ、沖縄で研修する事になりました。

Q:栽培方法と今後、栽培したい作物はありますか？

A:有機農法で栽培しています。畑に防護柵がないため、今はイノシシが荒らさない野菜を栽培していますが、将来は食べられる花の栽培もしていきたいと思っています。

Q:大宜味村に来て思うことがありますか？

A:ツールドおきなわのコースにもなっているし、自身もランニングが趣味なので、ランニングの後に入れる、スーパー銭湯が大宜味村に有ると良いなあと思う時があります。
とにかく今は、試行錯誤していますが、早く稼げる農家になれるように頑張ります！
★推薦者：眞喜志 豊農業委員

大宜味村の地産地消のお店をご紹介します♡

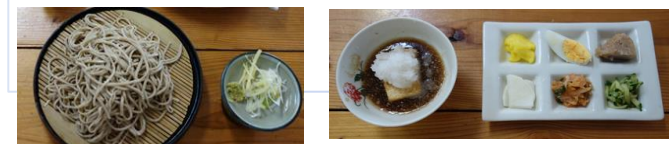
和そば 江洲の花



大宜味村江洲のお店「和そば 江洲の花」をご紹介します！
ご主人の中島 敬さん、奥様の早苗さんご夫婦です。
東京から来て、お店をオープンしてから4年が経ちます。
近所の農家さんから、仕入れた新鮮な野菜を天ぷら、サラダ、酢の物、煮物と色々な料理法でだしてくれます。
天ぷらの種類は、その時の仕入れ状況で、7から11種類！！
(野菜の販売コーナーも有ります)
ウェルカムドリンクとしてだされているのが、健康茶として注目を浴びている月桃茶です。

【メニュー】

- ・ざる蕎麦セット(天ぷら付)
- ・ざる蕎麦セット(蕎麦・天ぷら大盛り)
- ・おまかせセット
- ・うどんセット(大・中・小)天ぷら・サラダ・煮物付き
- 季節物として ・クワンソウの酢の物、天ぷら
- ・ローゼルのジャム



ローゼルのジャム



大宜味村大保326-224
☎ 0980-43-3040
営業時間 11:00~18:00
定休日 水曜日

全国農業新聞

購読料：月額700円
年間購読：8,400円
発行：毎週金曜日
申込み：農業委員会事務局
連絡先：44-3477

全国農業新聞からのご紹介です！

農人伝

星 寛治 ④
山形・高島町

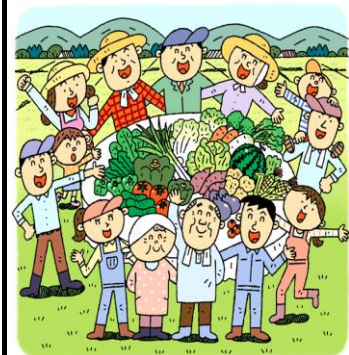
有機農業42年の詩人

現在、りんご園は、紅玉・ふじ・出羽ふじなどの多品種栽培。
慣行栽培の1割未満の省農薬栽培 次回⑤へ続く

構造改善事業によるコンクリートエレベーター建設反対運動、企業の公害追放運動など地域が直面する課題に取り組みました。
その中から、都市に労働力を差し出すのではなく、自分たちで自立した農村を作ろうと、「出稼ぎ拒否宣言」運動が始まりました。
出稼ぎをやめれば、当然、収入は減ります。収入が減るなら、その分、自給で支出を減らせばいい。「出稼ぎ拒否」は、「自給運動」へと発展しました。
それが、有機農業運動の端緒でもあったのです。

和地区では米・ブドウ・養蚕が柱でしたが、すでに生糸相場は低迷していました。畑地の交換分合を機に、地域農業を桑園から果樹に転換しようと考えました。
産地化するなら新しい品種だと、まだ山形県内で珍しかったふじの苗木を1千本近く取り寄せ、7ヘクタールほどの小さな団地を作ったのがスタートです。
10年後、ここはふじの産地になる。その風景を夢に描きました。
当時、町の青年団長だった伊藤幸吉産(故人・後の米沢郷牧場代表)が訪ねて来ました。青年団再興のため顧問になってほしいというのです。
ちよと減反が始まった年でした。この年、農業高校卒業生の就職が半減。若者が出稼ぎで町外に流出する一方、町外から企業進出が増加するなど、高度成長が農村の姿を大きく変え始めた時期でもありました。
町に湖畔荘という宿があり、そこを根城に「青年問題研究会」が始まりました。出稼ぎから帰って来た若者も集まって、地域の将来を議論する場になりました。

出稼ぎ拒否から自給運動へ



(全国農業新聞「農人伝」より抜粋して掲載)
H27年10月16日(金)